

学支貸給総第 34 号
令和 7 年 4 月 18 日

各
高等学校長
中等教育学校長 殿
特別支援学校長
高等課程を置く専修学校長

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 吉岡知哉

2026 年度（令和 8 年度）大学等奨学生採用候補者の推薦について（依頼）

本機構業務につきましては、平素より格別のご高配を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、本機構では、2026 年度に大学等への進学を予定している者を対象として、給付奨学生、貸与奨学生（第一種奨学生及び第二種奨学生）の採用候補者の推薦を受け付けます。

つきましては、進学の希望がありながら経済的な不安がある生徒等に対して、予約採用についてご周知いただくとともに、別紙の記載内容にご留意のうえ、申込希望者に対して所定の期限までに必要な手続きを行うようご案内いただき、大学等奨学生採用候補者をご推薦いただくようお願いいたします。

2025 年度から「高等教育の修学支援新制度」において多子世帯の学生等への授業料等減免支援が拡充されました。

また、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）※に基づきマイナンバーについてはオンラインにより提出することとし、更に、「確認書（貸与・給付）」について、高等学校等を経由せず申込者から本機構に直接提出することとしたことで、学校等によるこれらの取りまとめ事務は原則として不要となり、申込者（生徒等）の負担も軽減いたしました。

引き続き、本機構の奨学金事業につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（関係部分抜粋）

(17) 独立行政法人日本学生支援機構法（平 15 法 94）

独立行政法人日本学生支援機構による貸与型奨学金及び給付型奨学金（14 条及び 17 条の 2）の予約採用手続については、申請者及び地方公共団体が設置する高等学校等の事務負担を軽減するため、令和 7 年度の申請手続から以下の措置を講ずる。

- ・生徒及び生計を維持する者のマイナンバーについて、オンラインにより提出することとする。
- ・「貸与奨学金確認書」及び「給付奨学金確認書」について、高等学校等を経由せず、申請者から独立行政法人日本学生支援機構に直接提出することとする。